

県内で1例目が発生した場合の県の対応方針（案）

令和2年3月3日

現在、本県で感染者は未発生であるが、国の基本方針や専門家会議の知見等に基づき、感染拡大防止に向けて極めて重要な時期であることを踏まえる必要がある。このため、県内で感染者が発生した場合には次のような対応をとることを事前に示すことで、県民や市町村等を含め、県を挙げた取組の実施を図り、県民生活の維持を図りながら感染拡大の防止を徹底する。

※感染者が未発生の現時点では、県として、下記について、実施するものではないが、留意して対応する。

- 1 感染者に対して積極的疫学調査を徹底することとし、濃厚接触者に対して、14日間、健康観察を実施するとともに、外出自粛など感染者を増やさないような行動を要請する。
- 2 県が主催するイベント等について、今年度末まで、原則、延期・中止する。
ただし、入学試験や卒業式など、参加者が限定され、かつ日程の変更や中止が困難なものは、感染機会を減らす工夫を徹底し、個別に開催を検討する。
感染者が居住していた等の地域（県央、県北、県南又は県西というブロック単位等で提示）においては、県立の公の施設（図書館などの社会教育施設等）は、今年度末まで、県民の施設利用を制限等する。（臨時休業を含む）
- 3 県民や市町村等に対して、事業所・施設等の臨時休業、イベント等の集会や外出の自粛などについて、一律の要請は行わないが、県の対応を踏まえた対応を要請する。特に、高齢者や基礎疾患を有する者、子どもなどの参加があるイベント等については、十分に留意して判断する。実施等する場合は、感染機会を減らす工夫の徹底を要請する。（学校は別途通知済みのものを参照）

（感染機会を減らす工夫の例）

- 風邪のような症状のある方の参加自粛を要請すること
 - 参加者に対し、咳エチケットの徹底を要請すること
 - 屋内でのイベント等は定期的な室内換気を十分に行うこと
 - アルコール消毒液を会場の複数箇所に設置し、手指消毒を確実に実施すること
 - イベント等の運営方法の変更、見直しについて工夫すること
 - ・ 開催時間の短縮、参加対象者の限定などの規模縮小
 - ・ 参加者の相互接触や対面での会話機会を減らすなどの工夫
 - ・ 食事提供の取りやめ
- 4 高齢者、未就学児、障がい者（児）等が利用する社会福祉施設等（通所・短期入所等に限る）において、利用者及び職員に感染者が確認された場合には、直ちに当該施設等に休業（休業期間やその他の対応方針を県と協議の上、決定することを含む）を要請する。

ただし、この対応方針は、実際に感染者が発生した場合を含め、今後の感染の広がり等を見ながら適宜見直す。